

一七〇二・一九	その他のもの	
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	無税
一九〇一・九〇	その他のもの 二 その他のもの （二）麦芽エキス	四・五%
一九〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクス（調製してあるかないかを問わない。）	四・五%
一九〇二・四〇	クースクス	一キログラムにつき 二円
一九・〇五	パン、ベーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	
一九〇五・一〇	クリスプブレッド	四・五%
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品 スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	九%

一七〇二・一九	その他のもの	
一七〇二・五〇	果糖（化学的に純粋なものに限る。）	無税
一九〇一・九〇	その他のもの 二 その他のもの （二）麦芽エキス	六%
一九〇二	スパゲッティ、マカロニ、ヌードル、ラザーニヤ、ニョッキ、ラビオリ、カネローニその他のパスタ（加熱による調理をし、肉その他の材料を詰め又はその他の調製をしたものであるかないかを問わない。）及びクースクス（調製してあるかないかを問わない。）	六%
一九〇二・四〇	クースクス	一キログラムにつき 二円
一九・〇五	パン、ベーストリー、ケーキ、ビスケットその他のベーカリー製品（ココアを含有するかしないかを問わない。）及び聖さん用ウエハー、医療用に適するオブラート、シーリングウエハー、ライスペーパーその他これらに類する物品	
一九〇五・一〇	クリスプブレッド	四・五%
一九〇五・二〇	ジンジャーブレッドその他これに類する物品 スイートビスケット、ワッフル及びウエハー	一五%

一九〇五・三二	(省 略)	
一九〇五・四〇	ラスク、トーストパンその他これらに類する焼いた物品	
一九〇五・九〇	(省 略)	
二〇〇一・九〇	その他のもの	
	一 砂糖を加えたもの	
	(一) パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マングー及びマンゴスチン	
	(四) その他のもの	三・八%
	二 その他のもの	一二%
	(一) パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ及びレイシ	三%

一九〇五・三二	同上	
一九〇五・九〇	同上	
二〇〇一・九〇	その他のもの	
	一 砂糖を加えたもの	
	(一) パパイヤ、ポポー、アボカド、グアバ、ドリアン、ピリンピ、チャンペダ、ナンカ、パンの実、ランブータン、ジャンボ、レンブ、サポテ、チェリモア、サントル、シュガーアップル、カスターアップル、パッションフルーツ、ランソム、サワーサップ、レイシ、マングー及びマンゴスチン	
	(四) その他のもの	六%
	二 その他のもの	一二%

二〇〇三・二二〇	<p>調製し又は保存に適する処理をしたきのこ及びトリフ（食酢又は酢酸により調製し又は保存に適する処理をしたものを除く。）</p> <p>トリフ</p> <p>一 気密容器入りのもの（容器とももの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）</p> <p>二 その他のもの</p>	三%	九%	九%
二〇〇五・四〇	<p>えんどう（ビスマ・サティヴム）</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 気密容器入りのもの（容器とももの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）</p> <p>A さや付きのもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>B その他のもの</p>	四・八%	五・三%	九・六%
二〇〇五・五九	<p>(省略)</p> <p>オリーブ</p> <p>一 気密容器入りのもの（容器とももの重量が一〇キログラム以下のもの</p>	同上	同上	同上

二〇〇五・四〇	<p>えんどう（ビスマ・サティヴム）</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) 気密容器入りのもの（容器とももの重量が一〇キログラム以下のものに限る。）</p> <p>A さや付きのもの</p> <p>B その他のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>B その他のもの</p>	三%	九%	九%
二〇〇五・五九	<p>同上</p>	同上	同上	同上

<p>二 その他のもの のに限る。)</p>	<p>二・七% 四・五%</p>
<p>二〇〇六・〇〇 砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。)</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>九%</p>
<p>二〇〇八 果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。)</p> <p>二〇〇八・一九 その他のもの(混合したものを含む。)</p> <p>一 砂糖を加えたもの</p> <p>(一) パルプ状のもの</p> <p>(二) その他のもの</p> <p>A カシューナット及びその他の いつたナット</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) パルプ状のもの</p> <p>A カシューナット(いつたものを除く。)</p> <p>B その他のもの</p>	<p>一〇・五%</p>
<p>五・五%</p>	<p>五% 五%</p>

<p>二〇〇六・〇〇 砂糖により調製した野菜、果実、ナット、果皮その他植物の部分(ドレインしたもの、グラッセのもの及びクリスタライズしたものに限る。)</p> <p>二 その他のもの</p>	<p>二二・八%</p>
<p>二〇〇八 果実、ナットその他植物の食用の部分(その他の調製をし又は保存に適する処理をしたものに限るものとし、砂糖その他の甘味料又はアルコールを加えてあるかないかを問わず、他の項に該当するものを除く。)</p> <p>ナット、落花生その他の種(これらを相互に混合してあるかないかを問わない。)</p> <p>二〇〇八・一九 その他のもの(混合したものを含む。)</p> <p>二 その他のもの</p> <p>(一) パルプ状のもの</p> <p>A カシューナット(いつたものを除く。)</p>	<p>八%</p>



二〇〇八・六〇

さくらんぼ

二 その他のもの

(一) その他のもの

二〇〇八・七〇

桃(ネクターリンを含む。)

二 その他のもの

(一) パルプ状のもの

A| 気密容器入りのもの

B| その他のもの

その他のもの(混合したもの(第二〇〇八

・一九号のものを除く。)を含む。)

二〇〇八・九一

パームハート

混合したもの

一 ミックスドフルーツ、フルーツサ

ラダ及びフルーツカクテルのうち

砂糖を加えてないもの

その他のもの

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

A| パルプ状のもの

(a)| バナナ及びアボカド―

B| その他のもの

(a)| ベリー及びプルーン

(b)| バナナ、アボカド―、マン

ゴー、グアバ及びマンゴス

チン

(c)| その他のものうち

ドリアン、ランブータン

五・五%

五・五%

一〇・五%

三%

七・五%

一〇・七%

八・五%

六%

二〇〇八・六〇

さくらんぼ

二 その他のもの

(一) その他のもの

二〇〇八・七〇

桃(ネクターリンを含む。)

二 その他のもの

(一) パルプ状のもの

A| 気密容器入りのもの

B| その他のもの

その他のもの(混合したもの(第二〇〇八

・一九号のものを除く。)を含む。)

二〇〇八・九二

混合したもの

一 ミックスドフルーツ、フルーツサ

ラダ及びフルーツカクテルのうち

砂糖を加えてないもの

その他のもの

二 その他のもの

(一) 砂糖を加えたもの

A| パルプ状のもの

(a)| バナナ及びアボカド―

B| その他のもの

(a)| ベリー及びプルーン

(b)| バナナ、アボカド―、マン

ゴー、グアバ及びマンゴス

チン

(c)| その他のものうち

ドリアン、ランブータン

五・五%

八・八%

一六・八%

四・八%

二・三%

二・三%

九・六%

二〇一・二〇

茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに

	、パッションフルーツ、 レイシ及びびごれんし	七%
(二) その他のもの		
A  バルブ状のもの		
(a)  バナナ、アボカドー及びブルー		七・五%
(b)  その他のものうち		
マンゴー、グアバ及びマ		
ンゴスチン		七・五%
カムカム		二%
B  その他のもの		
(a)  プルーン		三・九%
(b)  バナナ、アボカドー、マン		
ゴー、グアバ及びマンゴ		
スチン		四・八%
(d)  その他のものうち		
ドリアン、ランブータ		
ン、パッションフルーツ、		
レイシ及びびごれんし		五%
カムカム		二%
爆裂種のとうもろこし(		
通常の気圧の下で加熱に		
より爆裂するものに限る		
。)		四・五%

二〇一・二〇

茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品並びに

	、パッションフルーツ、 レイシ及びびごれんし	七%
(二) その他のもの		
A  バルブ状のもの		
(b)  その他のものうち		
B  その他のもの		
カムカム		三・六%
(d)  その他のものうち		
カムカム		三・六%

二二〇一・三〇	茶又はマテをもととした調製品 一 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品 (一) インスタントティー チコリーその他のコーヒー代用物(いつたものに限る。)並びにそのエキス、エッセンス及び濃縮物	五%
二二〇二・一〇 二二〇二・二〇	(省略) 酵母(不活性のものに限る。)及びその他の単細胞微生物(生きていないものに限る。)	無税
二二〇二・三〇	調製したベーキングパウダー	五・三%
二二〇三・九〇	その他のもの 一 ソース 二 その他のもの 三 その他のもの 一 ソース (一) インスタントカレーその他のカレー調製品 (二) その他のもの A  グルタミン酸ソーダを主成分とするもの	六% 六% 六% 三・六% 四・八% 六%
二二〇四・二〇	均質混合調製食料品	六%
二二〇二・一〇	同上	
二二〇二・三〇	調製したベーキングパウダー	一〇%
二二〇三・九〇	その他のもの 一 ソース 二 その他のもの	六%
二二〇四・二〇	均質混合調製食料品	九・六%
二二〇一・三〇	茶又はマテをもととした調製品 一 茶又はマテのエキス、エッセンス及び濃縮物並びにこれらをもととした調製品 (一) インスタントティー	八%

二三〇八・九〇

その他のもの

一 エチルアルコール及び蒸留酒

(二) その他のもの

A| エチルアルコール

(b)| その他のもの

一リットル  
につき四八

円

B| その他のもの  
(b)| その他のもの

一リットル  
につき二五  
円二〇銭

二 (省略)

二三・〇九

二三〇九・一〇

飼料用に供する種類の調製品

犬用又は猫用の飼料(小売用にしたものに  
限る。)

二 その他のもの

(二) その他のもの

B| その他のもの

(b)| その他のもの

一キログラ  
ムにつき一  
八円

二三〇八・九〇

その他のもの

一 エチルアルコール及び蒸留酒

(二) その他のもの

A| エチルアルコールのうち

別表第一第二三〇八・九〇号

の(二)のAに掲げる税率の

適用を受けるもの以外のもの

一リットル  
につき四八

円

B| その他のもののうち  
別表第一第二三〇八・九〇号  
の(二)のBに掲げる税率の  
適用を受けるもの以外のもの

一リットル  
につき二五

円二〇銭

二 同上

二三・〇九

飼料用に供する種類の調製品

二三〇九・九〇 (省略)

別表第三 特定鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表(第八条の二、第八条の四、第八条の五関係)

項名	品目	係数
三五	削除	
七九	削除	
八〇	削除	

別表第五 特別特惠関税対象品目表(第八条の二、第八条の三関係)

項名	品目
一	関稅定率法別表(以下この表において「関稅率表」という。)(第〇二〇七・三三三号の一又は第〇二〇七・三三五号の一に掲げる物品)
二	関稅率表第〇三〇一・九一号の二、第〇三〇二・六二号、第〇三〇二・六三号、第〇三〇二・六五号、第〇三〇三・七二号、第〇三〇三・七三号、第〇三〇三・七八号の二、第〇三〇五・四二号、第〇三〇五・四九号、第〇三〇六・一一号、第〇三〇六・一二号、第〇三〇六・

二三〇九・九〇 同上

別表第三 特定鉱工業産品等に係る特惠関税率の算出のための係数表(第八条の二、第八条の四、第八条の五関係)

項名	品目	係数
三五	関稅率表第五〇〇五・〇〇号の二又は第五〇〇六・〇〇号の一に掲げる物品	〇・二
七九	関稅率表第九五・〇二項に掲げる物品	〇・〇
八〇	関稅率表第九五・〇三項に掲げる物品	〇・六

別表第五 特別特惠関税対象品目表(第八条の二、第八条の三関係)

項名	品目
一	関稅定率法別表(以下この表において「関稅率表」という。)(第〇三〇五・四九号に掲げる物品のうち たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)以外のもの